生活あんしん総合保険

普通保険約款・特約条項

生活あんしん総合保険 普通保険約款・特約条項 目次

普通保険約款

第1	章	契約の基本条項	P.3
	第1条	(主な用語の定義)	
	第2条	(保険契約の概要)	
	第3条	(保険料の払込日および払込期日)	
	第4条	(契約者の義務)	
	第5条	(契約の変更)	
	第6条	(契約の更新手続き)	
	第7条	(契約の終了)	
	第8条	(事故発生に関する処理および手続き)	
	第9条	(その他)	
第2	2章 🥫	家財の補償条項······· F	P.12
	第1条	(主な用語の定義)	
	第2条	(保険の目的物)	
	第3条	(家財保険金を支払う場合、支払う保険金の額)	
	第4条	(費用保険金を支払う場合、支払う保険金の額)	
	第5条	(保険金を支払わない場合)	
	第6条	(保険金額の調整)	
第3		倍償の補償条項······· F	P.16
	第1条	(保険金を支払う場合、支払う保険金の額)	
	第2条	(保険金を支払わない場合)	
	第3条	(被害者による直接請求権)	
	第4条	(被害者の特別先取特権)	
第4	上章 特	持約条項······· F	P.18
			_
	」保険証	.券等の発行省略に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.18
	共同保	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	P.18
	第1条	(独立責任)	
	第2条	(幹事保険会社の行う事項)	
	第3条	(幹事保険会社の行為の効果)	
	第4条	(契約者等の行為の効果)	

	□賠償の	·補價条項 · 補價内容変更特約······ P.18
	第1条	(保険金を支払う場合、支払う保険金の額)
	第2条	(準用規定)
	□保険料	の電子決済サービスによる支払特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第1条	(保険金を支払う場合、支払う保険金の額)
	第2条	(特約の適用条件)
	第3条	(保険契約の概要)
	第4条	(保険料の払込日および払込期日)
	第5条	(保険料返還時におけるポイントの取扱い)
	第6条	(契約の更新手続き)
	第7条	(契約者の通信先変更)
	第8条	(ポイントの使用停止)
	第9条	(準用規定)
	□団体扱	支払特約······ P.22
第	第5章 別	リ表······P.24
	別表 1 【	経過月数に対応する返還率】
	別表2【	保険金の請求に必要な書類】
	別表3【	保険金を支払うための確認事項】
	別表4【	保険金を支払うべき期日】

生活あんしん総合保険 普通保険約款

第1章 契約の基本条項

第1条 (主な用語の定義)

本保険契約における主な用語の定義は次のとおりです。

用 語	定義
解除	保険契約を当社の意思によって終了させることをいいます。
解約	保険契約を契約者からの申出によって終了させることをいいます。
契約者	当社と保険契約を締結し、契約上の様々な権利と義務(保険料支払い義務など)を持つ者のことをいいます。
更新契約	保険満期日の翌日に更新される保険契約をいいます。
自動車等	自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。
住宅戸室の種類	「賃貸」または「持家」の別をいいます。
初年度契約	更新契約以外の最初に締結した保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補足・変更する場合、その補足・変更する内容を定めた ものです。
配偶者	この保険契約における配偶者には、内縁 (法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係 にある夫または妻をいいます。)を含みます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準 構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいい、以下に該当する者とします。 ①保険証券等に記載の被保険者(以下「被保険者本人」といいます。)②保険証券等に記載の住宅戸室に居住する被保険者本人の配偶者および親族
普通保険約款	保険契約の内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険契約が有効な期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される支払事由が発生した場合に、当社が支払うべき金銭をいいます。
保険金額	当社が支払う保険金の限度額をいいます。
保険契約継続証	当社が保険契約の更新時に発行する、保険金額や保険期間などの契約内容を記載した書面をいいます。
保険証券	当社が初年度契約の締結時に発行する、保険金額や保険期間などの契約内容を記載した書面をいいます。
保険証券等	保険証券および保険契約継続証をいいます。
保険料	契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
無効	保険契約が申し込み時点にさかのぼって成立しないことをいいます。

第2条 (保険契約の概要)

この保険契約の概要は次のとおりです。

(1)責任開始	①保険契約の申込を承諾した場合は、保険証券を発送または送信することにより承諾の通知に代えます。②当社が承諾した保険契約の保険責任は、保険始期日に始まり、保険満期日に終わります。なお、保険料が払い込まれる前に生じた支払事由に対しては保険金を支払いません。ただし、第3条(2)に定める払込期日までに保険料が払い込まれた場合は保険金を支払います。		
	払込回数 一時払	払込方法 口座振替	利用条件 契約者より当社の指定する金融機関からの口座振替による保険 料払込の申出があること
(2)保険料の 払込		クレカ払	契約者より当社の指定するクレジットカードによる保険料払込 の申出があること
		コンビニ払	当社指定のコンビニエンスストアから払い込むこと
		振込払	当社指定の金融機関口座に払い込むこと
		団体扱払	契約者より団体で当社指定の金融機関口座に払い込むこと

第3条(保険料の払込日および払込期日)

(1)当社は、各払込方法において定められた払込日を、保険料が払い込まれた日とみなします。

払込方法	払込日
口座振替	保険料が契約者の指定する口座より振り替えられた日
クレカ払	当社が契約者の指定するクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認がで
	きた日
コンビニ払	契約者がコンビニエンスストアにて保険料を払い込んだ日
振込払	保険料が当社の口座に着金した日
団体扱払	保険料が当社の口座に着金した日

- (2)この保険契約の保険料の払込期日は次のとおりとします。なお、払込期日までに保険料の払い込みがないときは、保険契約は無効となり、支払事由が発生しても保険金を支払いません。
 - ①初年度契約の場合
 - ア. 口座振替のときは、保険始期日の属する月の翌々月末日
 - イ. 口座振替以外のときは、保険始期日の属する月の翌月末日
 - ②更新契約の場合

保険始期日の属する月の末日

第4条 (契約者の義務)

	17 17 A +11 (d. 60) 64 0 1000	-Polytes /NT [#knews]			
(1)告知義務	保険契約締結の際、契約者または被保険者本人は、当社が告知を求める事項(以下「告知事項」				
(-) [] 783233	といいます。) について、事実を正確に告げなければなりません。				
	①保険契約締結後、契約者、被保険者本人またはこれらの者の法定代理人は、次のいずれかに				
	該当する事実が発生した場合には、遅滞なくその旨を当社に通	知しなければなりません。			
	通知項目	対象契約			
	ア. 契約者の住所変更	人初 4 4			
	イ. 契約者または被保険者本人の死亡	全契約共通			
	ウ. 保険の目的物となる家財の全部を譲渡または移転すること	第2章 家財の補償条項を			
(9)泽加美数		付帯する契約			
(2)通知義務	エ. 保険証券等に記載の住宅戸室の種類および所在地の変更	第2章 家財の補償条項ま			
		たは第3章 賠償の補償条			
		項を付帯する契約			
	②契約者が①ア. の通知を怠り、当社の知る最終の契約者住所に送付した書面は、通常の配達				
	期間を経過した時に契約者に到達したものとみなします。				
	③当社は、契約者または被保険者本人が①の通知を怠った場合に	は、当社に通知されるまでの間			
	に生じた損害に対しては保険金を支払いません。ただし、契約]者が通知を怠ったとしても、			
	当社が承認していたと認められる場合は保険金を支払います。				

第5条 (契約の変更)

	契約者は、被保険者本人の同意および当社の承諾を得て、その権利および義務のす
(1)契約者変更	べてを第三者に承継させることができます。
	契約者は、将来に向かっていつでも保険契約の解約を請求することができます。
(2)解約	この場合、次の計算方法により未経過期間の保険料を返還します。
	一時払保険料 × 別表 1 に定める経過月数に対応する返還率 = 返還保険料
(3)補償内容の変更	補償内容の変更は、保険契約の更新時にのみ行うことができます。
(4)払込方法の変更	保険料の払込方法の変更は、保険契約の更新時にのみ行うことができます。

第6条(契約の更新手続き

	①当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に保険契約の更新案内を行います。
	②契約者から保険満期日の前日までに申出がない場合は、保険満期日の翌日に前契約と同じ補
	償内容で保険契約は更新されたものとし、契約者あてに保険契約継続証を発送または送信し
	ます。
(1)保険契約の更新	③当社は、次のいずれかに該当する場合には、更新契約の引受けを行わないことがあります。
	この場合、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。
	ア. 保険金の請求手続きに際し、契約者または被保険者が必要な調査に協力しなかった場合
	イ. 保険金の請求に際し、事故内容に偶然性または信憑性に欠けることがあったと判断した

	場合
	ウ. 第7条(4)に定める重大事由による解除に準じる事由があった場合
	エ. その他この保険契約を更新することが期待しえないア. からウ. までに掲げるもののほか、
	ア. からウ. までの事由がある場合と同程度にこの保険契約の更新を困難とする事由が
	あるとき
	①当社は、契約者より保険満期日の1か月前までに補償内容の変更の申出を受けた場合、当社
(2)保険契約更新時	所定の書類を発送します。
の補償内容変更	②保険満期日の前日までに①の書類が返送され当社が承諾した場合は、更新契約より補償内容
	を変更し、契約者あてに新たな補償内容の保険契約継続証を発送または送信します。

第7条 (契約の終了)

(1)詐欺または強迫	保険契約の締結の際に、契約者または被保険者に詐欺または強迫行為があったときは保険契約		
による取消	を取り消し、すでに払い込まれた保険料は返還しません。		
	①当社は、契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告		
	げなかったまたは事実でないことを告げた場合には、この保険契約を解除することができま		
	す。この場合、第5条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。		
	②当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合		
	は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求します。		
	③②の規定にかかわらず、保険金の支払事由発生と解除原因とに因果関係のないことを契約者		
(2)告知義務違反に	または被保険者が証明したときは、保険金を支払います。		
よる解除	④当社は、次のいずれかに該当する場合には、告知義務違反による解除をすることができませ		
	\mathcal{h}_{\circ}		
	ア. 当社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失の		
	ため知らなかったとき		
	イ. 当社の保険契約の締結の代理または媒介を行うことができる者が、契約者または被保険		
	者に対して事実を告げることを妨げたとき、または事実でないことを告げることを勧め		
	たとき		
	ウ. 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月を経過したとき		
	エ. 保険始期日から、保険金の支払事由の発生がなく2年が経過したとき		
	当社は、第2章 家財の補償条項を付帯する契約については、次のいずれかの事実の発生によっ		
	て危険増加が生じた場合において、契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、		
(3)通知義務違反に	遅滞なく、その通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合、		
よる解除	第5条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。		
	ア. 保険の目的物となる家財の全部を譲渡または移転した場合		
	イ. 保険の目的物となる家財を収容する住宅戸室の種類に変更があった場合		

①当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合、第5条(2)の規定を準用して未経過期間の保険料を返還します。 ア. 契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的
ア. 契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的
として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
イ. 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おう
としたこと
ウ. 他の保険契約等との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が過大であり、
保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
エ. 契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
a) 反社会的勢力に該当すると認められること
b) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてい
ると認められること
c) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
d)法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実
質的に関与していると認められること
e)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
オ. その他この保険契約を継続することが期待しえないア. からエ. までに掲げるもののほか、
契約者または被保険者が、ア. からエ. までの事由がある場合と同等の同程度に当社の
これらに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
②①の規定による解除が、損害または保険金の支払事由の発生した後になされた場合であって
も、(5) の規定にかかわらず、①に定める事由が生じたときから解除がなされたときまでに発
生した損害または保険金の支払事由に対しては、当社は保険金を支払いません。この場合に
おいて、すでに保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。
③契約者または被保険者が①エ. のいずれかに該当することにより①の規定による解除がなさ
れた場合には、②の規定は、次の損害については、適用しません。
ア. ①エ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
イ. ①エ. のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条(事故発生に関する処理および手続き)

I. 全契約共通

(1)保険金の請求手	保険金の支払事由が生じたときは、契約者または被保険者は遅滞なく当社に通知し、すみやか
続き	に別表2に掲げる必要書類を提出して保険金を請求してください。
	①当社は、(1) の必要書類を受領した日(不備があるときは不備を解消した日)から30日以内に、

別表3に掲げる必要な確認を終え、保険金を支払います。 ②①の確認をするために別表4に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合には、①にかかわら ず、保険金を支払うべき期日は当社が必要書類を受領した日から同表に掲げる期日とします。 この場合、当社は、照会や調査が必要な事項および保険金を支払うべき期日を契約者または (2)保険金の支払 被保険者に通知します。 時期 ③①および②の確認や調査に際し、契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、 またはこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、①および② の期間に算入しないものとします。 ④①および②に定める期日を超えて保険金を支払う場合、当社は、その期日の翌日から会社所 定の利率で計算した遅延利息を支払います。ただし、③の定めによる遅延した期間について は算入しません。 ①被保険者本人が保険金を請求できない特別の事情があり、当社がその事情を認めた場合は、 次に該当する者(以下「代理請求人」といいます。)が被保険者の代理人として保険金を請 求することができます。 ア. 被保険者本人の配偶者(法律上の配偶者に限ります。) イ. ア. がいない場合は被保険者本人の親族のうちの1人 (3)保険金の代理 ただし、故意または重大な過失によって保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険 請求 者本人が保険金を請求できない状態にさせた者は、代理請求人となることはできません。 ②代理請求人が保険金を請求する場合は、別表2に定める必要書類に加え、特別な事情を示す 書類を当社に提出してください。 ③当社が特に認めた場合は、代理請求人に保険金を支払うことがあります。ただし、当社が代 理請求人に保険金を支払った場合は、同一の支払事由による保険金の請求を受けても保険金

Ⅱ. 第2章 家財の補償条項・第3章 賠償の補償条項を付帯する契約共通

は支払いません。

①契約者または被保険者は、事故が生じたときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
②当社は、契約者または被保険者が、火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合には、次に掲げる費用(以下「損害防止費用」といいます。)に限りこれを負担します。
ア. 消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用
③契約者および被保険者が故意または重大な過失によって①の損害防止義務を怠ったときは、当社が損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて保険金の額を

	決定します。			
	④②において、損害防止費用を負担すべき他の保険契約等がある場合には、次に定める額を支			
	払います。			
	ア. 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額			
	イ. 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他			
	の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支			
	払責任額を限度とします。			
	⑤損害防止費用は、この保険契約において支払われる保険金との合計額が保険金額を超えると			
	きでも当社が負担します。			
	当社は、保険金等が支払われる他の保険契約等がある場合には、それぞれの保険契約等が他の			
	保険契約等がないものとして計算された支払責任額の合計額が損害額または当社の支払限度			
(2)他の保険契約等	額を超えるときは、次に定める額を保険金として支払います。			
がある場合の保	ア. 他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額			
険金の額 イ. 他の保険契約等から保険金等が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額				
	保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支			
	払責任額を限度とします。			
	①当社が保険金を支払った場合は、当社は、次のいずれか少ない額を限度として、損害が生じ			
	たことにより被保険者が取得する債権(以下「被保険者債権」といいます。)を取得します。			
	ア. 当社が支払った保険金の額			
	イ.被保険者債権の額。ただし、ア.の額が損害額に不足するときは、被保険者債権の額か			
	ら当該不足額を差し引いた額とします。			
(3)代位	②①の場合において、①ア. に掲げる額が損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債			
	権のうち当社が①の規定により取得した部分を除いた部分について、当社が取得した債権に			
	先立って弁済を受ける権利を有します。			
	③契約者および被保険者は、当社が取得する①の権利の保全および行使ならびにそのために当			
	社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用			
	は当社の負担とします。			

Ⅲ. 第2章 家財の補償条項を付帯する契約

	①当社は、事故発生の通知を受けたときは、事故が生じた住宅を調査すること、または収容さ
	れていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物
	を他に移転することができます。
(1)事故の調査	②当社は、次のいずれかに該当する場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保
	険金を支払います。
	ア. 契約者または被保険者が、正当な理由がなく事故の通知を怠ったとき。または、知って
	いる事実を表示しなかったとき、もしくは事実と異なる表示をしたとき

	イ. 契約者または被保険者が、①の調査に協力しなかったとき
	①損害の額について、当社と契約者または被保険者との間に争いが生じたときは、その争いは
	当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。この場合にお
(2)評価人および裁	いて、評価人の間でも意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこ
定人	れを裁定するものとします。
7-7-1	②当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁
	定人に対する報酬を含みます。)については半額ずつ負担するものとします。
	①当社が第2章 家財の補償条項 第3条の家財保険金を支払ったときでも、保険の目的物の
	残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り当社に移
	転しません。
(3)残存物および	②盗取された保険の目的物について、当社が第2章 家財の補償条項 第3条⑧ア. の家財保
盗難品の所有権	険金を支払ったときは、その保険の目的物の所有権その他の物権は、家財保険金の額のその
	再取得価額に対する割合によって、当社に移転します。
	③①および②の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた家財保険金に相当する額を当社
	に支払って、その保険の目的物の所有権その他の物権を取得することができます。

Ⅳ. 第3章 賠償の補償条項を付帯する契約

- 男も早 暗頂の棚頂米块を刊作りる突刺		
	①契約者または被保険者は、支払事由が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通	
	知し、かつ次の手続きをとらなければなりません。	
	ア. 損害につき、第三者から賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行	
	使について必要な手続きをとること	
	イ. 損害賠償責任の全部または一部を被害者に承認しようとするときは、あらかじめ当社の	
	承認を得ること	
	ウ. 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするときまたは提起されたときは、直ちに書	
	面をもって当社に通知すること	
(1)損害発生時の	エ. 保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類に当社の要求するその他	
手続き	の書類を添えて、支払事由が生じた日から1か月以内に当社に提出すること	
	②当社は、契約者または被保険者が①ア.、イ. の手続きを怠ったときは、第三者から損害の	
	賠償を受けることができたであろう額または被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差	
	し引いて保険金の額を決定します。	
	③当社は、次のいずれかに該当する場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保	
	険金を支払います。	
	ア. 契約者または被保険者が、正当な理由がなく①の通知を怠ったとき	
	イ.契約者または被保険者が、①ウ.の手続きを怠ったとき	
	ウ. 契約者または被保険者が、①エ. の手続きを怠ったとき、または提出書類につき知ってい	
	る事実を表示しなかったとき、もしくは事実と異なる表示をしたとき	

	④当社は、①ア. の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために、
	契約者または被保険者が支出した必要または有益な費用(以下「権利保全費用」といいます。)
	を負担します。
	⑤④において、権利保全費用を支払うべき他の保険契約等がある場合には、次に定める額を支
	払います。
	ア. 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額
	イ. 他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、この保険契約の支払限度額から、他の
	保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額
	①当社は、必要と認めたときは、損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合にお
(2)当社による損害 賠償の解決	いて、被保険者は当社の求めに応じその遂行について当社に協力しなければなりません。
	②当社は、被保険者が正当な理由がなく①の協力に応じないときは保険金を支払いません。

第9条 (その他)

(1)時効	保険金や返還保険料等の支払を請求する権利は、その支払の事由が生じた日から3年間請求が ない場合には消滅します。	
(2)保険期間中の保 険料の増額また は保険金額の減 額、保険金の削 減払	①収支状況が著しく悪化した場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。 ②保険金の支払事由が集中して発生し、その結果として保険金の支払いに支障が生じた場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険金を削減して支払うことがあります。 ③①または②を適用する場合、当社は、すみやかに契約者に通知します。	
(3)更新契約の保険 料の増額または 保険金額の減 額、引受辞退	①保険種類ごとの収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、会社の定めるところにより、更新契約について次のように取り扱うことがあります。 ア. 保険料の増額または保険金額の減額 イ. 引受辞退 ②①を適用する場合、当社は、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。	
(4)訴 訟 の 提 起、 準拠法	この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。また、この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。	

第2章 家財の補償条項

第1条 (主な用語の定義)

この補償条項における主な用語の定義は次のとおりです。

用語	定 義	
住宅戸室	施錠された居住空間をいい、トランクルーム、物置、車庫等の付属建物は除きます。	
	損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生時における保険の目的物につ	
修理費用	いて同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得する費用をいいます。(損害	
	の発生直前の状態を超える部分に対応する費用を除きます。)	
乗車券等	鉄道・船舶等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券	
米里分寸	および回数券を含みます。	
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等をいいます。	
雪災	豪雪、雪崩等による雪災をいいます。	
騒擾	多数の者の集団行動により、数世帯以上またはこれと同等の規模にわたって平穏が害されるかま	
<i>利</i> 與 7変	たは被害が発生する状態であって、暴動に至らないものをいいます。	
損害	滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって保険の目的物に発生した損害	
· 技音	を含みます。	
データ	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、	
7 - 9	データその他これらに類するものをいいます。	
破裂または爆発	設または爆発 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。	
風災	台風、竜(たつ)巻、旋風(せんぷう)、暴風、暴風雨等による風災をいいます。	
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。	

第2条(保険の目的物)

この補償条項における保険の目的物となる家財は、下表のとおりとします。

保険の目的物に含まれるもの	保険の目的物に含まれないもの
被保険者が所有し、保険証券等に記載の住宅	次に掲げるものは、保険の目的物に含まれません。
戸室内に収容される家財。	(1)建物に取り付けてあるキッチン、浴槽、便器、ガラス戸等
ただし、住宅戸室外にあっても、次に掲げる	(2)業務用の什器・備品、商品およびこれらに類する物
ものは保険の目的物に含めます。	(3)通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、
(1)住宅敷地内の駐輪場に置かれ施錠された自	クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、
転車 (電動アシスト自転車を含みます。)	乗車券、その他これらに類する物
(2)住宅戸室内のエアコンに接続された室外機	(4)証書 (運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、
	図案、プログラム、データ、その他これらに類する物
	(5)動物および植物等の生物
	(6)自動車等およびその付属品

ただし、通貨、預貯金証書に第3条⑧の事故による損害が発生した場合に限り、これらを保険の目的物として取扱います。

第3条 (家財保険金を支払う場合、支払う保険金の額)

当社は、下表のいずれかに該当する支払事由によって保険の目的物である家財に損害が生じた場合に、保険証券等に記載の保険金額を限度として次のとおり家財保険金を支払います。

		保険金の支払事由	支払う保険金の額
①火災、落雷、破裂または爆発			」 かたて で が よ 旧 ∧
②風災、電災、雪災		7. 修復不可能な場合	
③給排水設(帯の破損もしくは	詰まりにより発生した漏水、放水等または第三者が占	同等の物を新たに購入するた
有する戸	室で発生した漏水、	放水等による水ぬれ	めに必要な金額
④建物外部;	からの物体の落下、	、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での	イ イ. 修復可能な場合
車両もし	くはその積載物の復	衝突もしくは接触	
5騒擾および	びこれに類似の集[団行動または労働争議に伴う暴力・破壊行為	を限度とします。)ただし、⑦
⑥水災			の「運送中における①から⑥
⑦被保険者:	が転居する際、保	険証券等記載の住宅戸室から転居先の住宅戸室に運送	の事故」については、1回の
中(注)	こおいて、上記①フ	から⑥までの事故によって保険の目的物である家財に	事故についての支払限度額を
ついて損害	害が発生した場合		100 万円とします。
		盗難によって、盗取、損傷または汚損の損害が発生し	
	ア. 家財	た場合。ただし、盗難を知ったあとただちに所轄の警	
		察署あてに被害の届け出をした場合に限ります。	保険の目的物ごとに次の額を限度
		通貨または預貯金証書に盗難の損害が発生した場合。	とする損害の額
		ただし、預貯金証書の盗難の損害については、次に	ア. 家財は同等の物を新たに購入
		掲げる事実がすべてあった場合に限り、保険金を支払	するために必要な金額とし、
⑧盗難	イ. 通貨・	います。	1 個または 1 組 10 万円を限度
	預貯金証書	ア. 契約者または被保険者が、盗難を知ったあとただ	イ. 通貨は10万円、預貯金証書は
		ちに預貯金先あてに被害を届け出たこと	50万円を限度ただし、1回の
		イ. 契約者または被保険者が、盗難を知ったあとただ	事故についての支払限度額は
		ちに所轄の警察署あてに被害の届け出をしたこと	50万円とします。
		ウ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現	
		金が引き出されたこと	

なお、損害を被った保険の目的物が貴金属、宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合、1個または1組についての支払限度額は10万円とします。

(注)保険の目的物が、保険証券等記載の住宅戸室外に出た時に始まり、転居先の住宅戸室内に入った時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管中を含むものとします。

第4条(費用保険金を支払う場合、支払う保険金の額)

当社は、下表のいずれかに該当する支払事由によって発生する費用について、次のとおり費用保険金を支払います。ただし、当社が支払う家財保険金および費用保険金の合計額は、保険証券等に記載の保険金額を限度とします。

費用保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
(1)残存物清掃費用保険金	第3条の家財保険金が支払われる場合において、損害を 受けた保険の目的物の残存物の清掃または搬出が必要な とき	家財保険金の5%を限度とした実 費
(2)緊急避難費用保険金	第3条の家財保険金が支払われる場合において、保険証券等に記載の住宅戸室に損害が生じ、居住が困難となった結果、被保険者が宿泊施設を臨時に使用したとき	事故発生日から 30 日以内の宿泊に 対し、1泊につき 5,000円(定額)
(3)近隣見舞 費用保険金	第3条の家財保険金が支払われる場合において、保険の 目的物または保険証券等に記載の住宅戸室から発生した 火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物に滅失、 損傷または汚損の損害が生じた場合の見舞金	被災世帯数 × 5 万円 (家財保険金の 5 %を限度)
(4)ドアロック交換費用 保険金	保険証券等に記載の住宅戸室内に不法侵入または不法侵 入未遂が発生し、ただちに警察署に被害の届出をした場 合において被保険者が自己の費用で住宅のドアロックを 交換したとき	同等のドアロックに交換するため に必要な費用(3万円を限度とし た実費)
(5)修理費用 保険金(注)	保険証券等に記載の住宅戸室に、被保険者の責めに帰さない事由に起因する偶然な事故による損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき、または緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき(ただし、被保険者の死亡を原因とする場合およびキズ、汚れなどの単なる外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害を除きます。)	100 万円を限度として当社が認める実費

(注) 保険証券等に記載の住宅戸室の種類が「賃貸」の場合に適用されます。

第5条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①建物や窓などからの、雨・風・雹(ひょう)・雪・砂塵(じん)等の吹込みまたは漏入。ただし、建物や窓などの外側の部分が、第3条に掲げる事故によって破損し、その破損部分である建物や窓などからの内部への吹込みまたは漏入によって生じた損害を除きます。
 - ②保険の目的物が、保険証券等に記載の住宅戸室外にある間に生じた事故
 - ③第3条①から⑦の事故の際における保険の目的物の紛失または盗難
 - ④契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ⑤契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ⑥被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意 もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき保険金については支払います。
- (2) 当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。(これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)
- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火またはこれらによる津波
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (3) 当社は、第3条⑦の事故については、(1)(2)に定める事由のほか、以下のいずれかの事由によって生じた損害に対して

- も、保険金を支払いません。
- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な 措置によって生じた損害を除きます。
- ②保険の目的物の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③保険の目的物の自然の消耗もしくは劣化(注1)または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、 その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ①保険の目的物に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑤保険の目的物のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の目的物の汚損(注2)であって、保 険の目的物の機能に支障をきたさない損害
- ⑥不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の目的物の電気的または機械的事故によって生じた損害
- ⑦詐欺または横領によって生じた損害
- ⑧土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
- ⑨保険の目的物のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機EL ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ⑩置忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- ①楽器に生じた次に掲げる損害
 - ア. 絃(注3)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - イ. 音色または音質の変化
- ⑫磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害
- ⑬義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具について生じた損害
- ④携帯電話、ポータブルカーナビゲーション等の移動体通信端末機器・電子式航法装置およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑤携帯式電子事務機器(注4) およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑥携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品について生じた損害
- ①ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物お よびこれらの付属品について生じた損害
- (®リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機(注5)、ジャイロプレーン、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、スノーボードその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- (注1) 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注2) 落書きによる汚損を含みます。
- (注3) ピアノ線を含みます。
- (注4) ラップトップまたはノート型のパソコン、電子手帳、電子辞書等をいいます。
- (注5) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。

第6条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的物の価額を超えていたことにつき、契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の目的物の価額が著しく減少した場合は、この保険契約を解約し、減少後の価額により新たに保険契約を締結することができます。この場合、第1章 契約の基本条項 第5条(契約の変更) (2) にかかわらず、未経過期間の保険料の返還は日割計算とします。

第3章 賠償の補償条項

第1条 (保険金を支払う場合、支払う保険金の額)

当社は、被保険者が下表のいずれかに該当する支払事由によって生じた損害に対して、保険証券等に記載の保険金額を限度として次のとおり保険金を支払います。

保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
(1)個人賠償 保険金	次のいずれかに該当する偶然な事故に起因 して他人の身体に障害または財物に損害を 与えたことによって、被保険者が法律上の 損害賠償責任を負った場合 ①保険証券等に記載の住宅の所有、使用ま たは管理に起因する事故	次に掲げるものにつき、その合計額が保険証券等に 記載の自己負担額を超過する場合に、その超過額を 支払います。 (1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただ し、代位取得する物があるときは、その価額を差 し引きます。
(2)借家人賠償保険金	②日本国内での日常生活に起因する事故 被保険者の過失による偶然な事故に起因し て保険証券等に記載の賃貸住宅に損害を与 えたことによって、被保険者が貸主に対す る法律上の損害賠償責任を負った場合	(2)被保険者が支出した次の費用 ①損害賠償責任の解決について、被保険者が書面 にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護 士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解ま たは調停に要した費用 ②他人に損害賠償を請求することができる場合 の、その手続きに必要な費用 ③賠償責任が発生しなかった事故発生時に行っ た、応急手当、護送、看護等、緊急措置のため に要した費用

(注) 保険証券等に記載の住宅戸室の種類が「賃貸」の場合に付帯できます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては個人賠償保険金、借家人賠償保険金を支払いません。
 - ①契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③地震、噴火またはこれらによる津波
 - ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (2)当社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償保険金を支払いません。
 - ①被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定が、被保険者の法律上の損害賠償 責任を超えて被保険者が負担する内容となっている場合は、その法律上の損害賠償責任を超えた部分の損害賠償責任
 - ②被保険者の親族および同居する者に対する損害賠償責任
 - ③被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
 - ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑤航空機、車両、船舶または武器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3)当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償保険金を支払いません。
 - ①被保険者の死亡による損害

- ②被保険者の心神喪失または指図
- ③住宅の増改築、取り壊し等の工事
- ④住宅に生じたキズ・汚れなどの外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害
- ⑤被保険者が、住宅を貸主等に引き渡した後に発見された住宅の損害に起因する損害賠償責任

第3条 (被害者による直接請求権)

- (1)被害者は、次に掲げる場合は当社に対して、第1条に定める保険金の支払を請求することができます。
 - ①法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が 成立したとき
 - ②法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で書面による合意が成立したとき
 - ③被害者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを書面で承諾したとき
 - ④被保険者について次のいずれかに該当する事由があったとき
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつその法定相続人がいないこと
- (2)被害者が(1)の規定により保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を添えて当社に提出しなければなりません。
 - ①保険金請求書
 - ②その他当社が特に必要と認める書類または証拠
- (3)当社は、(2)の請求がなされた場合に、被害者に対して第1条に定める保険金を支払います。ただし、保険金額(当社がすでに支払った保険金がある場合はその金額を差し引いた額)を限度とします。
- (4)当社は、被害者と被保険者との保険金の請求が競合した場合は、被害者に対して優先して保険金を支払います。
- (5)当社が被害者に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度においてその被保険者の被る損害に対して保険金を支払ったものとみなします。
- (6)当社は、被害者が(2)の書類に故意に事実と異なる記載をしたとき、またはその書類もしくは証拠を偽造・変造した場合に は保険金を支払いません。

第4条(被害者の特別先取特権)

- (1)被害者は、第1条に定める保険金を請求する権利について特別先取特権(法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利)を有します。
- (2)被保険者は、(1)の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、当社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

第4章 特約条項

保険証券等の発行省略に関する特約

この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約において、「保険証券等」とあるのは、「保険証券等に代えて設けた電磁的記録を表示した画面」と読み替えて適用するものとします。

共同保険に関する特約

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券等に記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券等に記載の保険会社は、保険証券等に記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

この保険契約の幹事保険会社は、保険証券等に記載の他の保険会社(以下「非幹事保険会社」といいます。)に対して、下表に掲げる事項を書面による両社の承諾をもって委託することができます。

1	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
2	保険料の収納および受領または返戻
3	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
4	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
(5)	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券等に対する裏書等
6	保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
7	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
8	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券等に記載の保険会社の権利の保全
9	その他①から⑧までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し、幹事保険会社または非幹事保険会社が行った前条の表に掲げる事項は、保険証券等に記載のすべての 保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し、契約者等が幹事保険会社または非幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券等に記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

賠償の補償条項 補償内容変更特約

第1条(保険金を支払う場合、支払う保険金の額)

当社は、この特約に従い、普通保険約款の「第3章 賠償の補償条項 第1条(保険金を支払う場合、支払う保険金の額)」を下表のとおり、読み替えて適用します。

保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
	次のいずれかに該当する偶然な事故に起因	次に掲げるものにつき、その合計額が保険証券等に
	して他人の身体に障害または財物に損害を	記載の自己負担額を超過する場合に、その超過額を
(1)個人賠償	与えたことによって、被保険者が法律上の	支払います。
保険金	損害賠償責任を負った場合	(1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただ
	①保険証券等に記載の住宅の所有、使用ま	し、代位取得する物があるときは、その価額を差
	たは管理に起因する事故	し引きます。
	②日本国内での日常生活に起因する事故	(2)被保険者が支出した次の費用
	被保険者の過失による偶然な事故に起因し で保険証券等に記載の賃貸住宅に損害を与	①損害賠償責任の解決について、被保険者が書面
		にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護
		士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解ま
		たは調停に要した費用
(2)借家人賠償保険金	えたことによって、被保険者が貸主に対す	②他人に損害賠償を請求することができる場合
(注)	る法律上の損害賠償責任を負った場合	の、その手続きに必要な費用
		③賠償責任が発生しなかった事故発生時に行っ
		た、応急手当、護送、看護等、緊急措置のため
		に要した費用

(注) 保険証券等に記載の住宅戸室の種類が「賃貸」の場合に付帯できます。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料の電子決済サービスによる支払特約

第1条 (主な用語の定義)

この特約における主な用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
	保険証券等の発行省略に関する特約に規定する「保険証券等に代えて設けた電磁的記録を表示し
マイページ	た画面」で、この保険契約の契約内容の閲覧等ができる、契約者専用のスマホアプリ(スマートフォ
	ンアプリケーション)等をいいます。
電子決済サービス	現金の直接的な収受を行わず、電子的なデータの送受信によって決済を行う方法をいいます。
第1回保険料	初年度契約の月払の初回保険料および初年度契約の一時払保険料をいいます。
第2回以後の保険料	月払契約の第2回以降の保険料(更新契約の一時払保険料を含みます。)いいます。
契約応当日	保険期間中に迎える、毎月の保険始期日に対応する日をいいます。
ポイントによる保険	当社が定める基準を満たした無償で付与されるポイントをこの保険契約の保険料の全部または一
料の払い込み	部の払い込みに使用することをいいます。

第2条 (特約の適用条件)

本特約は、契約者がこの特約および保険証券等の発行省略に関する特約を選択する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第3条 (保険契約の概要)

本特約を付帯した保険契約の概要は、普通保険約款の「第1章 契約の基本条項 第2条(保険契約の概要)」にかかわらず、次のとおりとします。

	①保険契約の申込を承諾した場合は、契約内容をマイページに表示することにより承諾の通知に			
	代えます。(保険証券は発行しません。)			
(1)責任開始	②当社が承諾した保険契約の保険責任は、保険始期日に始まり、保険満期日に終わります。なお、			
	保険料が払い込まれる前に生じた支払事由に対しては保険金を支払いません。ただし、第4条(2)			
	に定める払込期日までに保険料が払い込まれた場合は保険金を支払います。			
(2)保険料の払込	払込回数	払込方法	利用条件	
	一時払	当社が定める電子決済サービス (第1条に	契約者が当該決済サービスの	
	または	定める「ポイントによる保険料の払い込み」	利用規約等に従った決済を行	
	月払	を含みます。)	うこと	
	当社は、本特約を付帯した保険契約において、保険料の領収証は発行しません。			

第4条(保険料の払込日および払込期日)

本特約を付帯した保険契約については、普通保険約款の「第1章 契約の基本条項 第3条(保険料の払込日および払込期日)」にかかわらず、保険料の払込日および払込期日を次のとおりとします。

(1)当社は、前条に定める払込方法において定められた払込日を、保険料が払い込まれた日とみなします。

払込方法	払込日
当社が定める電子決済サービス	当該電子決済サービス提供会社が認証および承認した日(契約者がポイントによる保険料の払い 込みを選択した場合には、その保有ポイント残高が当該電子決済サービス提供会社により減算さ れた日)

- (2)第1回保険料は、保険始期日までに払い込むものとします。保険始期日までに払い込みがない場合は、保険契約は無効となります。
- (3)第2回以後の保険料は、当社が定める以下の払込期日に払い込むものとします。

/UNA 14 MI E / (소리스 프랑트)	払込期日		
保険始期日(契約更新日) 	一時払のとき	月払のとき	
1日から15日の場合	保険始期日 (契約更新日) の前月末日	契約応当日の前月末日	
16日から末日の場合	保険始期日(契約更新日)の当月15日	契約応当日の当月15日	

- (4)(3)の規定にかかわらず、電子決済サービス提供会社の責めに帰すべき事由により保険料の払い込みがない場合に限り、当初 払込期日の翌月の応当日に払い込むものとします。
- (5)(3)または(4)に定める払込期日に保険料の払い込みがない場合は、当該払込期日以後に到来する直近の契約応当日(月末で契約応当日が存在しない場合は翌月1日)に、保険契約は失効します。
- (6)(5)の失効は、次のいずれかの理由で保険料の払い込みがない場合にも適用します。
 - ①契約者が、電子決済サービスを解約または退会等をしたことにより、当該決済サービスによる決済ができなかったとき

②①以外の理由により、電子決済サービスによる決済ができなかったとき

第5条(保険料返還時におけるポイントの取扱い)

当社が保険料を返還すべき場合において、前条の規定により使用されたポイントがあるときの返還方法は以下のとおりします。

(1)払い込まれた保険料の全額を返還するとき

原則として当該ポイントにより保険料の返還を行います。ただし、やむを得ない事情により当該ポイントによる返還ができない場合、金銭をもって行います。

- (2)保険料の払込回数が一時払の場合で、普通保険約款の「第1章 契約の基本条項 第5条(契約の変更)(2)」または「同第7条(契約の終了)(2)から(4)」のいずれかの規定により保険料を返還する場合、金銭をもって行います。
- (3)保険料の払込回数が月払の場合で、普通保険約款の「第1章 契約の基本条項 第5条(契約の変更)(2)」または「同 第7条(契約の終了)(2)から(4)」のいずれかの規定により保険契約が終了し、払込日以後の未経過期間に対応する保険料を返還する場合、原則として当該ポイントにより保険料の返還を行います。ただし、やむを得ない事情により当該ポイントによる返還ができない場合、金銭をもって行います。

第6条 (契約の更新手続き)

本特約を付帯した保険契約については、普通保険約款の「第1章 契約の基本条項 第6条(契約の更新手続き)」を下表のとおり読み替えて適用します。

	①当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に保険契約の更新案内を行います。		
	②契約者から契約更新日に応じて以下の期日までに申出がない場合は、保険満期日の翌日に前		
	契約と同じ補償内容で保険契約は更新されたも	。のとし、更新契約の内容はマイページに表示し	
	ます。		
	契約更新日	期日	
	1日から15日の場合	契約更新日の前月25日	
(1)保険契約の更新	16日から末日の場合	契約更新日の当月10日	
	③当社は、次のいずれかに該当する場合には、更新契約の引受けを行わないことがあります。こ		
の場合、保険満期日の2か月前までに契約者に通知します。		通知します。	
	ア、保険金の請求手続きに際し、契約者または被保険者が必要な調査に協力しなかった場合		
	イ. 保険金の請求に際し、事故内容に偶然性ま	たは信憑性に欠けることがあったと判断した場合	
	ウ. 第7条(4)に定める重大事由による解除に	に準じる事由があった場合	
	エ. その他この保険契約を更新することが期待し	しえないア. からウ. までに掲げるもののほか、ア.	
	からウ. までの事由がある場合と同程度に、	この保険契約の更新を困難とする事由があるとき	
(2)保険契約更新時の	普通保険約款の「第1章 契約の基本条項 第	5条(契約の変更)(3)」にかかわらず、保険契	
補償内容変更	約の更新時においても、補償内容の変更はできません。		
(3)保険契約更新時の	普通保険約款の「第1章 契約の基本条項 第5条(契約の変更)(4)」にかかわらず、保険契約		
払込方法の変更	の更新時においても、保険料の払込方法の変更はできません。		

第7条 (契約者の通信先変更)

- (1)契約者が通信先を変更したときは、マイページによりすみやかに当社に通知してください。
- (2)契約者が(1)の通知を怠った場合は、当社の知った最終の通信先に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、契約者に到達したものとみなします。

第8条 (ポイントの使用停止)

電子決済サービス提供会社の財務および業務運営の状況等に照らし、第3条から第5条の各条に規定するポイントの取扱いの継続が困難であると当社が認めたときは、当社は、ポイントの使用を停止し、他の方法に変更することができます。

第9条(準用規定)

本特約に定めがない規定は、普通保険約款の規定を準用します。

団体扱支払特約

第1条 (特約の適用範囲)

この特約は、次のいずれかに該当する団体を対象とし、本条第2項に定める条件を満たす場合に限り、当会社と団体取扱協約を締結した上で適用します。この特約でいう団体とは、構成員が常時把握でき、かつ代表者の定めがあり、会計帳簿が備えられ、および保険加入のみを目的としない団体をいいます。

- (1)官公署、会社、工場等から給与・役員報酬の支払いを受けている役職員を対象とする団体(被用者団体)
- (2)組合、商工会、同業団体ならびに患者団体で保険料の一括集金を承諾する所属員および団体から給与・役員報酬の支払いを受けている役職員を対象とする団体(構成員団体)
- 2. この特約の適用団体は、次のいずれかに該当することを要します。
- (1)団体の役職員または所属員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上である場合
- (2)団体または団体の代表者を保険契約者とし、役職員を被保険者とする保険契約で、被保険者の数が20名以上である場合
- (3)第1号の保険契約者の数と、前号の被保険者の数を合算(同一人の場合は1名として計算する。)して20名以上ある場合
- 3. 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の役職員を被保険者とする保険契約において、総保険金額が3億円を超えないものとします。

第2条(保険料)

この特約を適用する保険契約の保険料には、割引の適用はありません。

第3条 (保険料の払込)

この特約を適用する保険契約の第2回以後の保険料は、団体を経由して当会社指定の口座に払い込むこととします。

- 2. 前項の場合、団体から当会社に払い込まれた日(着金日)をもって、その保険料の払い込みがあった日とします。
- 3. 団体から保険料が払い込まれた場合、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者に対する領収証を発行しません。

第4条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1)保険契約者が団体を脱退したとき
- (2)保険契約が失効したとき
- (3)団体取扱協約が解約されたとき
- (4)保険契約者または被保険者の数が第1条(特約の適用)に定める定数未満となった場合で、6ヵ月を経過してなお定数未達であるとき
- 2. 前項第1号、第3号および第4号に該当した場合には、保険料口座振替特約への変更をしてください。

第5条(特約の消滅した保険契約の取扱)

この特約が消滅した保険契約において、前条第2項の保険料払込方法によって払込期月の保険料が払込期月内に払い込まれない場合、保険契約者は、払込期月の保険料を当会社指定の口座に払い込むか、または当会社の本社に持参して払い込んでください。

第6条(保険証券)

当会社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の役職員を被保険者とする保険契約については、個別の保

険証券に代えて、保険契約者に対して一括の保険証券を発行します。

第7条 (普通保険約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第5章 別表

別表 1 【経過月数に対応する返還率】

(1)1年契約のとき

(2)2年契約のとき

返還率
75%
68%
62%
55%
48%
41%
34%
27%
21%
14%
7%
0%

経過月数	返還率	経過月数	返還率
1か月まで	86%	1年1か月まで	41%
2か月まで	83%	1年2か月まで	38%
3か月まで	79%	1年3か月まで	34%
4か月まで	75%	1年4か月まで	30%
5か月まで	71%	1年5か月まで	26%
6か月まで	68%	1年6か月まで	23%
7か月まで	64%	1年7か月まで	19%
8か月まで	60%	1年8か月まで	15%
9か月まで	56%	1年9か月まで	11%
10 か月まで	53%	1年10か月まで	8%
11 か月まで	49%	1年11か月まで	4%
1年まで	45%	2年まで	0%

別表2【保険金の請求に必要な書類】

第2章 家財の補償条項・第3章 賠償の補償条項・第4章 各種特約 関連

- (1)当社の定める保険金請求書
- (2)保険金請求者であることを証明する書類

書類の例

- ·委任状 · 印鑑証明書 · 戸籍謄本 · 賃貸借契約書
- ・家族関係の証明書(住民票、健康保険証(写)・運転免許証(写)) など
- (3)保険の目的物に発生した損害や費用等
 - ①損害等の発生を示す書類

書類の例

・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書) など

②損害の額等を示す書類

書類の例

- ・写真 (現場および損傷箇所)
- ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、決算書類
- ・購入時の領収書、保証書、仕様書・図面(配置図、建物図面)
- ・賃貸借契約書、家賃収入台帳 ・費用の支出を示す書類 など

③その他の書類

書類の例

- ·権利移転書
- ・調査同意書(当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) など

(4)損害賠償責任に関する保険金を請求するための書類

①損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例

- ・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)
- ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿
- ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真(現場および損傷箇所) など

②損害賠償の額を示す書類

ア) 対人賠償事故の場合

- ・示談書またはこれに代わるべき書類
- ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、治療費領収書
- ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書

書類の例

- ·休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書)
- ・交通費、諸費用の明細書 ・その他の費用の支出を示す書類 など
- イ) 対物賠償事故の場合
- ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書
- ・購入時の領収書、保証書、仕様書 など

③その他の書類

書類の例

- ·家族関係の証明書(住民票、健康保険証(写)、運転免許証(写))
- ・被害者を確認するための資料(車検証(写)など)・権利移転書
- ・調査同意書(当社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書)

(5)その他

当社が「第1章 契約の基本条項 第8条 (事故発生に関する処理および手続き) I. 全契約共通(2)保険金の支払時期」に 定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類

※ 上記以外の書類の提出を求めることがあります。

別表3【保険金を支払うための確認事項】

- (1)保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害もしくは身体障害の有無および被保険者に該当する事実
- (2)保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3)保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または身体障害の程度、事故と損害または傷害との関係、 治療の経過および内容
- (4)保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該 当する事実の有無
- (5)(1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害

賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

別表4【保険金を支払うべき期日】

(1)災害救助法が適用された災害の被災地域においては別表3の(1)から(5)までの事項の確認のための調査	60 日
(2)別表 3の(1)から(4)までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定	000 日
等の結果の照会	960 日
((3) 別表 3 の(1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果また	100 日
は調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)	180 日
(4)別表 $3 o(1)$ から(5)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外に	100 日
おける調査	180 日

MEMO	

MEMO	
